

生徒心得（抜粋）

本校生徒は、人格の完成と真理の探求をめざし、豊かな人間性をつちかうことを目標とする。校訓である『豊かな心 調和の姿 創造の道』の実現のために努力し、良い校風、良い伝統づくりを心がけるとともに、たがいに協力して、自律的精神に充ちた心身ともに健全な生活を送ることができるよう、日々励んでいかなければならない。

1 登校、下校の心得

- (1) 通学の際は制服を着用すること。
- (2) 身分証明書を常に所持すること。
- (3) 学習に必要なもの以外は持ってこないこと。
- (4) 交通法規をよく守ること。

2 校内生活の心得

- (1) 礼儀正しい、節度ある生活をする。
- (2) 清潔、整頓につとめ、保健衛生に心がけること。
- (3) 欠席、欠課、遅刻、早退などはしないようにすること。
- (4) 登校後、校外に出るときは許可を受けること。
- (5) 放課後、居残る場合は許可を受けること。
- (6) 所持品には氏名を明記し管理に努めること。
- (7) 生徒間で金品の貸し借り、売買、譲渡などは行わないこと。
- (8) 校内で金品を紛失や拾得した場合は、ただちに学校に届け出ること。
- (9) 火災、急病などの異常事態が発生した場合は、ただちに職員に連絡し指示を受けること。
- (10) 校舎、校具は丁寧に扱うこと。破損、紛失した場合は、ただちに届け出ること。
- (11) 校地、校舎、校具などを使用するときは、あらかじめ所定の手続きをして、許可を受けること。

3 校外生活の心得

- (1) 本校生徒としての誇りをもち、公衆道徳を守ること。
- (2) 友人とは人格を尊重し、品位のある交際をすること。
- (3) 高校生としてふさわしくない場所への出入りはしないこと。
- (4) 夜間の外出、外泊はしないこと。
- (5) 長期休業期間中は、計画にもとづいた規則正しい生活を送ること。
- (6) 万が一事故があった場合は、ただちに学校に連絡すること。

服装・容儀についての規程

服装・容儀は端正、清潔なものとし、登下校時には制服を着用し、靴ばきとする。制服は制服基準に示し、服装・容儀の規則は整容の手引きに定める。

- (1) 制服 制服基準に定められたものを着用する。
冬季制服は4月1日～5月31日および10月1日～3月31日に着用する。
夏季制服は6月1日～9月30日に着用する。
キュロットスカートの代わりに紺のスラックスを着用することを認める。
- (2) 衣替え 毎年6月1日には、冬季制服から夏季制服に替えるものとする。
毎年10月1日には、夏季制服から冬季制服に替えるものとする。
- (3) その他
 - ① 学年色 学年毎に学年色として、赤色・青色・黄色のいずれかを定める。
 - ② 校章 制服には学年色を用いた学年別の校章を使用する。

制服基準

男子 標準学生服とし、指定のボタン（校章入り）をつける。
右えりには学年色の校章、左えりにはクラス章をつける。
夏季の服装は、学校指定のマーク入りポロシャツとする。

女子 冬季 本校指定の制服を着用する。
夏季 本校指定の夏季用の制服を着用する。

セーターは学校指定のものとする。男子の着用も認める。

整容の手引き

- 1 頭髪 頭髪は端正であること。
- ①特殊なカットおよび剃り込みは禁止する。
 - ②パーマ・逆毛・脱色・染色等の特殊な調髪は禁止する。
 - ③ヘアバンド・リボン・ヘアピンは、黒色、茶色、紺色等の派手でないものを使用すること。

- 2 制服 制服は端正・清潔であること。

[冬季]

- 男子
- ①標準学生服を着用すること。
 - ②えり幅は3.5～4.0 cmとすること。
 - ③本校指定のボタン（校章入り）をつけること。
 - ④右えりには学年色の校章、左えりにはクラス章をつけること。
 - ⑤上着は著しく長すぎるものや短すぎるものなど特殊なものを禁止する。
 - ⑥ズボンは著しく狭いものや広いもの、長すぎるものや短すぎるものなど特殊なものを禁止する。

- 女子
- ①本校指定の制服（リボンを含む）を着用すること。
 - ②白色の丸えりのブラウスを着用すること。
 - ③左胸には学年色の校章をつけること。
 - ④キュロットスカートは著しく長すぎるものや短すぎるものなど特殊なものを禁止する。
 - ⑤キュロットスカートの代わりに紺のスラックスの着用を認める。

[夏季]

- 男子
- ①夏季制服（学校指定のマーク入りポロシャツ）と標準学生服のズボンを着用すること。
- 女子
- ①夏季制服（胸リボン・胸あてを含む）を着用すること。
 - ②左胸には学年色の校章をつけること。
 - ③学校指定のセーターを着用する場合は、えりを出すこと。